

## 建設市場整備推進事業費補助金に係るFAQ

No.	ご質問等	回答
1	補助金を申請できる対象者は誰ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県建設業協会のほか、協会の会員企業を含む民間企業、建設業に係る一般社団法人等も申請できます。なお、法人ではない建設業団体や協同組合も申請者に含まれます。</li> </ul>
2	<p>(2) 補助金の交付の申請者 ア一般社団法人・公益社団法人・一般財団法人・公益財団法人（いずれも建設業に係る団体に限ります）と記載されていますが、建設業に係る団体であってもこれらの名称が付いていない団体は対象外ということよろしいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア・イに該当しない団体で、本補助金の目的・内容に沿うと考えられる団体については、当該団体の定款など、事業目的や事業内容がわかる資料や想定する実施計画をもって、具体的に事前協議頂ければと存じます。</li> <li>なお、協同組合に関しては、建設業許可を有していれば募集要領2ページ「(2) 補助金の交付の申請者 イ」として取り扱って差し支えありません。</li> </ul>
3	補助金の交付を受ける条件は何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本補助金交付決定後、遅くとも令和8年2月13日までにICT機器を購入等（受領）し、この機器を使用した防災訓練を実施することがセットで必要です。会員企業等による申請の場合、防災訓練は個社での実施ではなく、本補助金の目的により、地域の複数の建設企業（グループ会社を除く）が参加する形態で実施することが必要です。</li> <li>防災訓練に参加する企業数の基準は特に設けておりませんが、波及効果を勘案し、参加企業数の多い申請を優先採択します。</li> <li>なお、本補助金を通じて導入いただいたICT機器等は、平時から操作に習熟していただくことが必要であるため、平時の工事においても使用可能です。</li> <li>また、防災訓練においては、新たに導入したICT機器の機能を活用した訓練の内容が補助対象となります。反対に、例えば、従来から行ってきた訓練における単純な機器の入替や運営に係る費用は補助の対象とはなりません。</li> </ul>
4	既に導入済みのICT機器は補助の対象になりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象外です。交付決定通知を受けてから契約・導入したICT機器に限ります。</li> </ul>
5	導入するICT機器の種類に制約はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>別表第1第2欄に例示するICT機器以外の導入を予定する場合その他機器の仕様等に疑義がある場合は、全建に事前協議のうえ、申請してください。</li> </ul>
6	<p>別表第1「管理情報システム」を使用した防災訓練時にドローンを活用した訓練を行った場合に購入したドローンに係る費用について補助金の対象となる認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、「ICT機器の例」に記載のある機器を同訓練に使用した場合も同様の対象となる認識でよろしいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付決定後に購入したドローン等は、補助の対象となります。</li> <li>また、訓練に要する費用も補助の対象となります。</li> </ul>

7	協会の、各支部・各協同組合と各土木事務所にて「管理情報システム」を使用した情報伝達訓練を行っています。訓練は、Webオンラインを通じて行っていますが、それらに係る費用（パソコン、ディスプレイ、Webカメラ、スクリーン、プロジェクター、タブレット、接続する機器など）も対象となりますでしょうか。	・防災訓練に必要なICT機器は補助の対象となります。
8	タブレットPC、監視カメラシステム、トータルステーション等は補助対象になりますか。	・防災訓練に活用するICT機器は対象に含まれます。
9	ICT機器の例にある「ドローン」「ウェブカメラ」等については電気がないと動かないので、それらを補完する電源となる発電機等についても補助対象と考えてよいでしょうか。	・ICT機器等を活用するために導入する発電機は補助対象となります（防災訓練で活用することが条件）。
10	防災拠点となる建設業協会本部・各支部等の連絡体制構築に向けた「スターリンク（衛星インターネット）」は補助対象となりますか。	・交付決定後に導入したスターリンク自体は補助対象となります（防災訓練で活用することが条件）。
11	建設業協会申請する場合、建設業に係る発災時の応急復旧を想定した防災訓練の関係で「衛星携帯電話」の購入は対象になるのでしょうか。	・対象になります。
12	EVバイクは補助対象となりますか。災害時はガソリンが不足するケースが多く、EVバイクの導入により車両が進出できない山奥に駆け付けることができると考えます。	災害時に有効な機器ではありますが、ICT機器とはみなすことができず、対象外となります。
13	購入期限が2月13日となっている理由は何ですか。	・購入後、2月28日までに購入したICT機器を使って防災訓練を実施する必要があるためです。 ・なお、ICT機器をリースした場合は、防災訓練の実施は事業期間の終期（令和8年2月28日まで）までに行えば足りるので、リース期間は2月28日までを補助の対象としています。
14	情報伝達訓練に係る費用の事務費も補助金の対象となる認識でよろしいでしょうか。費用は、協会〇〇支部と併設されている〇〇建設業協同組合が支出していますが、補助金の対象となりますでしょうか。	・訓練に係る費用は補助対象となります。 ・協同組合は、建設業許可を有していれば、募集要領2ページ「（2）補助金の交付の申請者 イ」に該当しますので、補助金の申請者となり得ます。
15	ICT機器を導入する以外で補助金を受け取ることはできますか。	・はい。防災訓練に要した費用（ICT機器の活用に直接関係する範囲の費用に限る。）や、当該訓練に先んじて実施する、ICT機器の使い方を学ぶための研修会費用も補助対象となります。 ・詳細は、別表第1および別表第2をご確認ください。また、不明な点は全建までお問合せください。
16	防災訓練のために敷地整備を行った場合の費用は補助の対象ですか。	・ICT機器の活用のために直接関係し、必要不可欠と認められる費用については、補助の対象となります。なお、その必要性や非代替性、経済性について、別途資料を求めることがありますので、事前に全建に確認してください。
17	導入したICT機器が破損・逸失した場合はどうすればいいですか。	・善良なる管理者の注意をもって管理を行ったにもかかわらず破損・逸失した場合は、全建に様式第19をもって報告してください。（修理可能な場合は、自費で修理してください。） ・上記の管理によらない破損や盗難等による逸失が発生した場合は、交付申請者の自費で修理または同等品を補填してください。
18	購入したICT機器は、最低何年使用しなければなりませんか。	・導入した日から、法定耐用年数の期間は使用（管理）する必要があります。耐用年数が経過していない期間に処分や譲渡すると補助金の返還が必要となります。
19	何を以て導入日とみなすのですか。	・ICT機器が納品され、補助金で購入されたことが分かる目印を付けた日からとなります。

20	導入したICT機器の耐用年数（財産処分の制限における「別に定める財産処分制限期間」）はどの程度の期間になりますか。	・ 交付申請されたICT機器に関する耐用年数表を作成し、交付決定通知時にお知らせする予定です。
21	耐用年数は処分制限期間と同一でしょうか。	・ 建設市場整備推進事業費補助金交付規程第24条第2項に定めるとおり、処分制限期間は、耐用年数等を参考に定められますので、厳密には同じ期間ではありません。 ・ 処分制限期間は全建にて別途、お知らせします。
22	導入したICT機器は誰の所有となりますか。	・ 導入に要したICT機器の費用のうち、補助金額を除いた分を負担した者が所有します。
23	送付代行窓口とはどのようなものですか。	・ 民間企業等の申請書をまとめて全建に送付するものです。 ・ 管内（都道府県内）の団体や民間企業が補助金の交付を申請する場合、別途記載のメールアドレス宛にメールで送信する（建設業協会に属していない等、協会を通さず申請したい場合は、直接、全建に申請することも可）ことで、各都道府県建設業協会は、各都道府県建設業協会において定める期間までに管内の団体または民間企業から送付されてきた申請書等を全建にメールで送付します。 ・ なお、各都道府県建設業協会においては、書類内容の確認は行いませんので、申請書類は正確に記載してください。
24	申請受付期間を経過してしまった場合、申請は受け付けられますか。	・ 期間内（第1回は5月30日17時まで）に全建が受領した申請が受付の対象となります。 ・ ただし、第1回公募において予算額の上限に達しなかった場合は、第2回の公募を行いますので、その際に改めて申請してください。
25	代行窓口の場合、申請受付期間末日までに各都道府県建設業協会に申請書がメール送付されればよいのでしょうか。	・ 申請受付期間の末日は、全建へ申請していただく期間の末日となります。
26	申請者からの申請額が予算を超えた場合はどうなりますか。	・ 補助金の趣旨・目的に鑑み、出来るだけ効果・影響が地域建設業に広く及ぶよう、訓練への参加企業が多い訓練への参加等を評価し審査、交付決定します。
27	ICT機器の見積りを3社以上等から取得する必要があるのはなぜですか。	・ 交付規程において、売買等の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないと規定されているためです（交付規程第11条第1項）。 ・ 同一目的で導入するICT機器に関する見積りについて、3社のうち、最も安い価格の2分の1を補助します。 ・ なお、最安値であったとしても、他の申請者の見積り価格と著しく乖離して高い価格の場合は、調達先の調整等をさせていただく場合もあります。
28	交付申請、実績報告時の電子データの仕様について教えてください。	・ PDF形式とワードまたはエクセルの元データ形式の両方を送付してください。 ①PDF形式：添付ファイルを一つにまとめたもの (ファイル名は先頭の様式のファイル名) ②各書類のワードまたはエクセルなどの元データ形式 ※様式をご用意していない書類（見積書等）はPDF形式で提出してください。

29	代理送付窓口を利用した場合、補助金はどのように交付されますか。	補助金は、全建から直接、申請者に交付します。
30	協会が実施する防災訓練に参加する場合、企業毎に実施計画書を作成しなければなりませんか。	・訓練の実施主体が実施計画書を作成し、それを申請者に共有するなど工夫していただいで結構です。
31	民間会社や財団などから別途、補助を受けている場合、本補助事業の対象にはなりませんか。	・国や地方公共団体等からの補助でなければ、対象となりますが、事前に全建に照会頂けると幸いです。
32	※民間企業で本補助金を活用する場合、個社における防災訓練ではなく、地域の建設企業が参加する防災訓練を行う必要がありますと記載されていますが、申請する個社以外にその地域の建設企業が何社以上というような目安はありますか。	・特に基準は設けておりませんが、なるべく地域の建設企業がICT機器の操作等に関する知識を習得できるよう計画してください。 ・また、申請が予算上限に達している場合、参加企業数の多い防災訓練の方が波及効果が大きいため、優先採択します。
33	実施概要フローでは、全国建設業協会へ提出後に不備があった場合、各都道府県協会経由で申請者へ連絡する矢印と全建から直接申請者へ連絡する矢印がありますが、会員へは各都道府県協会経由で連絡、非会員へは各都道府県協会経由又は全建から直接連絡ということでしょうか。	・基本的な流れはご認識のとおりです。 ・ただし、各都道府県建設業協会さまの負担軽減のため、全建から直接申請企業へ連絡する手段も残します。
34	対象事業として、発災時以外の建設現場における生産性向上を目的とする当該ICT機器の活用等を含むとありますが、具体的にどのようなことが対象となるのでしょうか。日常の工事での使用も対象でしょうか。また、対象となった時、防災訓練の実施前に故障や損傷が発生し使用できなくなった場合は、対象から外れるのでしょうか。	・災害対応を目的としてICT機器を導入していただきますが、平時から操作に習熟していただくことが必要であるため、平時の工事においても使用可能です。 ・防災訓練での利用が補助の要件となりますので、補助することはできません。自費で修理等をお願いします。 ・ただし、補助金の趣旨をご理解の上、まずは防災訓練で活用し、その後に建設現場で活用頂くことを基本としていただきたいと考えています。
35	事務費について 「事業を行うために直接必要な事務に要する人件費、間接補助員人件費、旅費、会議費、諸謝金、外部有識者派遣経費、外注費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費及び備品購入費、使用料及び賃借料」と多岐の項目に渡る算出が必要であります。 「総事業費の○%」といった率計算など、算定の一律化を図り、事務費算定をより明確にできないでしょうか。また、申請団体の事業に係る事務費経費の算出はできないでしょうか。	・事務費については、間接補助対象経費の7%が上限となっておりますが、支出に当たりましては根拠が必要なため、費用の積上げをお願いします。
36	申請様式は第1から第20まで記載がありますが、補助申請をより簡単にするため、様式の簡素化を図ることはできないでしょうか。	・申請に必須な事項となっておりますので、ご協力ください。 ・なお、他の書類で内容が確認できる場合は、添付していただくことで記載は省力していただいで結構です。
37	申請書は協会、個社ともに印省略でよろしいでしょうか。	・ご認識のとおりです。
38	事業完了期間は遅くとも令和8年2月28日となっており、その間にICT機器を購入等し防災訓練を実施することとされています。機器は翌年度以降も使用可能と思いますが、防災訓練は毎年行う必要はないものと解してよろしいでしょうか。	・補助金の交付を受けるためには、少なくとも令和8年2月28日までに防災訓練を実施していただく必要があります。翌年度の防災訓練での活用は必須ではありませんが、本事業の趣旨をご理解いただき、なるべく毎年の防災訓練にご活用頂けると幸いです。